

○茨城県立医療大学附属病院地域医療連携室要綱

(平成18年5月8日第4回幹部会)

平成21年4月1日 改正

平成24年4月1日 改正

(目的)

第1条 この要綱は、地域の医療機関や保健・福祉施設等との協力と連携を深め、本院のもつ医療機能を効率的に発揮し、地域住民に信頼性の高い医療を提供するため茨城県立医療大学附属病院地域医療連携室（以下「医療連携室」という。）の事業内容、組織等に関して必要な事項を定め、もって医療連携室の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 医療連携室は、以下の事業を行う。

(1) 紹介患者を円滑に受入るため紹介元病院等との連絡・調整

(2) 患者を円滑に紹介するため紹介先病院、かかりつけ医や療養施設との連絡・調整

(3) 高度診断医療機器を利用した診断機能を他施設に開放すること

(4) その他、地域医療の連携に係る活動

(医療連携室長及び室長補佐)

第3条 医療連携室には室長を置く。

2 医療連携室には室長補佐を置き、室長補佐は室長を補佐し、室長に事故ある場合にその職務を代行する。

3 室長及び室長補佐は、茨城県立医療大学附属病院長が指名する。

(スタッフ)

第4条 医療連携室のスタッフは、診療部、看護部、リハビリテーション部、医療技術部、地域医療連携部総合相談室及び病院管理課員からそれぞれの部長及び課長が指名した者を充てるものとする。

2 専任で入院相談員を置くものとする。

(庶務)

第5条 医療連携室の庶務は入院相談員が処理するものとする。

付 則

この要綱は、平成18年5月8日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。